

第11号 下水道管路点検調査業務委託（ストマネ計画2-2） 説明書

（事業担当）水道事業所上下水道施設課

TEL0748-36-5537

1. 配布資料 調査位置図、数量総括表、特記仕様書、
金抜設計書、積算条件等明示書 各 1 部
2. 委託内容
 - (1) 委託番号・委託名 第11号 下水道管路点検調査業務委託（ストマネ計画2-2）
 - (2) 委託場所 近江八幡市 市内一円
 - (3) 委託内容 別紙設計書のとおり
 - (4) 委託期間 契約締結日 ～ 令和9年3月31日
3. 質疑応答

質疑書受付については、上下水道施設課で行う。

 - (1) 質疑受付 令和8年11月2日（月）
9時00分 ～ 11時00分まで
※質疑は全て文書にて行うこと。様式は自由とする。
（FAX可 ただし、送付した旨の連絡を必ず行ってください。）
FAX 0748-33-1933
 - (2) 質疑回答 令和8年11月5日（木）
近江八幡市ホームページ（下記アドレス）により確認すること。
<https://www.city.omihachiman.lg.jp/riyoushabetu/jigyousha/nyusatsu/index.html>
4. 前金払
前金払はしない。
5. 部分払
部分払はしない。
6. その他
 - (1) 設計完了後、成果品を納入しても、その内容の調査・設計・工事の完成まで親切、丁寧、誠意をもって協力をおしめないこと。
 - (2) 仕様書に記載されていない項目で軽微なものについてはご協力願います。
 - (3) 設計対象工事が会計検査対象となった場合についてもご協力願います。
 - (4) 委託の内容については、担当係員と十分協議のうえ施工すること。
 - (5) 当該委託に関し入札参加者並びに契約者は、近江八幡契約規則の規定により入札の過程及び契約の履行に関して第三者から不当要求があった場合は、近江八幡市契約規則第14条の3の規定に基づき、事業担当課へ報告しなければならない。
不当要求を受けたにもかかわらず報告を怠った場合は、近江八幡市建設工事等一般競争入札参加停止及び指名停止基準に基づき停止措置を行う。
 - (6) 契約金額が100万円以上の業務委託契約については、TECRIS（測量調査設計業務実績情報サービス）へ登録し、業務カルテ受領書の写しを提出すること。
 - (7) 入札参加については、入札の公平を期すため疑わしい行為は絶対行なわないこと。
 - (8) 現地踏査前・後は必要に応じ、地元関係者に周知すること。また、踏査中に問題が発生したときは、必ず担当者に連絡のうえすみやかに対処のこと。